

## 固定資産税(償却資産)の申告のお知らせ

### ○償却資産とは

毎年1月1日現在に所有する土地・家屋以外の事業を運営するための設備や資産のことです。原則、取得価額が10万円以上の、車両や機械設備、パソコンなどの備品、看板などの構築物が含まれ、法人や個人で、工場や商店・農業などを営んでいる場合、償却資産として申告しなければなりません(地方税法第383条)。

また、現在稼働していない償却資産であっても申告の対象となります。

ただし、以下の資産は固定資産税上、償却資産の対象とはなりません。

- ・自動車税、軽自動車税の対象になるもの【乗用装置が取り付けられているもの】
- ・耐用年数(対象資産を使用できる期間)1年未満の資産 ・ 取得価額が10万円未満の資産
- ・取得価額が20万円未満の「一括償却」資産(償却資産を3年間で均等に分割し、每期同額を損金に計上するもの)

### ○課税対象となる償却資産の例

種 類	課税対象となる償却資産の例
構築物	駐車場舗装、フェンス、ビニールハウス、門、塀など
機械および装置	代掻き(取り外し可能部分)、産業用ドローン フロントローダ(取り外し可能部分)など
車両および運搬具	大型特殊自動車(ホイールクレーン、タイヤローラーなど)
工具・器具および備品	事務用機器(パソコン、コピー機など)、エアコン、椅子、机、厨房機器(冷蔵庫、フライヤー、シンクなど)、医療機器、理・美容業機器、看板など

### ※太陽光発電設備を設置された方

次に示す家屋の屋根や土地等に設置された太陽光発電設備は、償却資産として申告が必要です。

設置者	申告が必要な場合
法人・個人(事業用)	発電量が10kw以上の場合
個人(住宅用)	10kw以上発電する太陽光発電設備で余剰売電・全量売電の場合 10kw未満の発電量で全量売電の場合



### ○eTAX(エルタックス)で電子申告してみませんか?

償却資産はインターネットを通じて、オフィスやご自宅から簡単に申告ができますので、コロナウイルス感染防止のため、ぜひご利用をお勧めします。

何か疑問点などがある場合は右のQRコードからホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

### ○申告書の提出期限 令和4年1月31日まで

申告書が必要な方は税務住民課までお越しください。



問合せ先 本庁 税務住民課 ☎ 72-1128 清和支所 税務住民係 ☎ 82-2113  
蘇陽支所 税務住民係 ☎ 83-1113

## マイナンバーカード出張申請会のご案内

### 地域や職場等の皆さんで、マイナンバーカードを作ってみませんか?

各種手続き(福祉・介護、年金給付、確定申告、児童手当、雇用保険、保険金・共済金の受取等)において、マイナンバー(個人番号)を提供する場面が増えてきています。

税務住民課では、お仕事で時間がない、申請の方法が分からないなどの理由で、申請したくてもできない方のために、職員が皆さんの職場や地域に出向き、申請会を実施しております。



### 出張申請会及びカード受取までの流れ

1. 担当課(問合せ先)への連絡
- ↓
2. 参加希望者数の取りまとめ、日程調整
- ↓
3. マイナンバーカード申請会 ※会場のご用意をお願いします。
  - ①ご本人確認、必要書類等確認
  - ②申請書等の記入
  - ③暗証番号の設定
  - ④写真撮影 ※お一人15分程度で終わります。
    - ・写真は当日職員が撮影します。(使いたい写真があれば撮影から6ヶ月以内のものをお持ちください。)
    - ・暗証番号設定依頼書を提出いただくと、役場担当者がご本人に代わって設定入力を行います。 ※役場に来ていただく必要はありません。
- ↓
4. マイナンバーカード交付(申請会から約3~4週間後)
  - ご自宅へ本人限定受取郵便で郵送しますので、役場にきていただく必要はありません。
  - ※申請会の内容や詳細については、改めてご説明しますので、まずはお気軽にご相談ください。
  - ※本庁、各支所窓口でも申請のお手伝いを行っております。



問合せ先 税務住民課 ☎ 72-1172

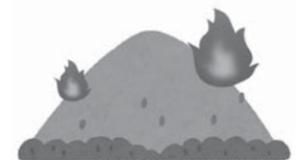
## 山火事にご用心!

山火事は、例年春先のほか秋から冬にかけて発生しています。

空気が乾燥し、森林内の落ち葉などが燃えやすい状態になっており、強風等によりたき火が燃え移り、山火事発生の危険性が高くなります。山火事が一旦発生すると消火は容易ではなく、また、長い年月をかけて育てた貴重な森林を一瞬にして失うことになります。

このようなことにならないよう、次のことにご留意ください。

- ①枯草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと。
- ②強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと。
- ③火入れを行う際、許可を必ず受けるとともに、十分な実施体制をとること。
- ④たばこは、指定された場所で喫煙し、吸い殻は必ず消すこと。



問合せ先 農林振興課 ☎ 72-1136